

丹波少年自然の家事務組合格約新旧対照表

(下線部分は、変更部分)

変更案	現 行
<p>(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字<u>イケ2032番2</u>に置く。</p> <p>(教育委員会) 第12条 組合に教育委員会を置く。 <u>2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。</u> 3 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。</p> <p>(教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会) 第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号) <u>第14条第2項</u>に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。</p>	<p>(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字<u>イケ32番の2</u>に置く。</p> <p>(教育委員会) 第12条 組合に教育委員会を置く。 <u>2 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。</u> (教育委員会の委員の解職請求に関する事務等を処理する選挙管理委員会) 第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号) <u>第16条</u>に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。</p>

丹波少年自然の家事務組合格約

(組合の名称)

第1条 この組合は、丹波少年自然の家事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 篠山市

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する教育事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イゲ32番の2に置く。

(組合議会の組織)

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

2 組合議員は、関係市町の長（第7条第2項の規定により選任された管理者及び副管理者を除く。）及び議会の議長とする。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の長又は議会の議長としてのそれぞれの任期による。

(管理者及び副管理者)

第7条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選による。

3 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(管理者等の任期)

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期による。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合事務所の所在する市の会計管理者をもって充てる。

(職員)

第10条 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(教育委員会)

第12条 組合に教育委員会を置く。

2 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。

(教育委員会の委員の解職請求に関する事務等処理する選挙管理委員会)

第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第16条に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担金、使用料及びその他の収入をもって支弁し、関係市町の負担区分は、別表のとおりとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

2～4 (省略)

(中略)

附 則(平成19年4月1日改正)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表

項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市 町 別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。